

自動点呼機器・D X 導入促進助成金 交付要綱

令和3年11月5日 制 定
令和7年3月19日一部改正
公益社団法人全日本トラック協会

（事業趣旨）

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器を導入する各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）に対して地方ト協を通じて助成金を交付する。

（助成対象）

第2条 助成の対象となるのは、別に定める自動点呼機器とする。

（助成金の交付予算額）

第3条 助成金の交付予算額は、70,000,000円とする。

（助成額）

- 第4条 助成金は、国土交通省が認定した自動点呼機器の導入費用を負担した場合に、1事業者1台あたり10万円を上限に交付する。
- 2 上記の規定にかかわらず、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、2台分で20万円を上限とする。
 - 3 全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

（実績報告及び助成金の請求）

第5条 地方ト協は、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

（助成金の交付）

第6条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは地方ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

（助成金の返還）

第7条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（財産の処分制限等）

第8条 事業者は交付対象となった機器の導入日から1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附則）（令和3年11月5日）

第1条 本要綱は令和3年11月5日より適用する。

（附則）（令和4年3月28日）

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

（附則）（令和5年2月15日）

第1条 本要綱は令和5年2月15日より適用する。

（附則）（令和5年3月15日）

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

（附則）（令和5年4月12日）

第1条 本要綱は令和5年4月12日より適用する。

(附則) (令和6年3月27日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

(附則) (令和7年3月19日)

第2条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。

令和7年度 自動点呼機器・D X 導入促進助成事業 実施要領

令和7年3月19日
公益社団法人全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器の普及促進を図る。

2. 予算額

7,000万円

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小事業者を対象とする。

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

- ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社 または
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象

助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和7年4月1日以降に契約または利用開始したものとする。

5. 助成額

対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円）

※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。

6. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

7. 留意事項

（1）助成対象機器等について（交付要綱第2条関係）

助成対象機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とする。

(2) 助成額について（交付要綱第4条関係）

導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができる。なお、消費税は導入費用には含まない。

(3) 実績報告書の提出について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める実績報告書は、様式1の「自動点呼機器導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。

各協会は、事業者から受け付けた申請について、当月末締め翌月3日までに、全ト協に実績報告書及び「自動点呼機器導入内訳書」（様式2）を提出するものとする。各協会は、事業者から送付された、領収証の写し、契約書またはサービス利用申込書等の写し、機器の管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類、会員事業者が国土交通省に届出をして受理された書類（乗務後自動点呼の実施にかかる届出書）の写しを取得しておくこと（全ト協への送付は求めない）。また別途、上記内訳書を全ト協担当者あてに毎月末までにメールで送信すること。

なお、年度末の書類の提出期限は、令和8年3月6日とする。

(4) 助成金の支払いについて（交付要綱第5条、交付要綱第6条関係）

助成金は実績報告書に基づき支払うこととする。なお、交付要綱第5条に定める期日は、毎月3日までとする。また、毎月3日までに到着したものについては、原則として、同月末日までの支払いとする。

(5) Gマーク認定事業所の確認について

Gマーク認定事業所を有する事業者から助成申請があった場合は、Gマーク認定証のコピーの提出を受けることにより、当該事業所が、機器等導入時においてGマーク認定事業所であることを確認し、内訳書にGマーク認定証番号の記入をすること。

以 上